

事 務 連 絡

平成22年1月8日

都道府県 家畜衛生担当者 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課
課長補佐（防疫業務班担当）

韓国における口蹄疫の発生について（情報提供）

日頃より、家畜衛生の推進にご尽力いただきましてありがとうございます。

今般、韓国で発生が確認された口蹄疫に関しまして、下記のとおり関連情報を提供いたします。

関係者への周知等、我が国における発生防止にご活用ください。

記

1. 発生の概要（1月8日現在）
2. 韓国農林水産食品部の1月8日公表資料（仮訳）
3. 中国、台湾、韓国における口蹄疫の発生状況（2009年1月以降）

以上

韓国における口蹄疫（A型）の発生について

平成22年1月8日
動物衛生課

現在、OIE及び韓国政府を通じて入手された情報は以下のとおり。

1. 発生通報日：平成22年（2010年）1月7日
2. 発生農場：京畿道抱川（ポチョン）市（ソウル北東約30km）
酪農家、185頭飼育
3. 発生経緯：
 - 1月 2日 民間獣医師が疑わしい症状を示す牛を確認し、地元の自治体及び京畿道獣医機関に報告。
 - 1月 3日 Penside Test（簡易検査キット）を実施し、陰性。
 - 1月 6日 自治体の獣医師が再度農場を訪問、数検体で陽性。
 - 1月 7日 国立獣医科学検疫院（NVRQS）でリアルタイムPCRを実施し、陽性。
韓国政府はOIEへ6頭の感染確認を通報。
 - 1月 8日 FMDウイルスの血清型がA型と判明。
4. 韓国における防疫措置：
 - ・発生農場の牛185頭のとう汰（予定）。
 - ・発生農場から半径500m以内のすべての偶蹄類の動物のとう汰（予定）。
 - ・次の3区域を設定し、これらの区域では移動制限を実施中。
 - 危険区域（発生場から半径3km以内の区域）
 - サーベイランス区域（発生農場から半径3km～10kmの区域）
 - 制限区域（発生農場から半径10km～20kmの区域）
 - ・発生施設・農場の消毒
 - ・日本向けに輸出される関連製品への証明書発行の停止。
 - ・韓国では口蹄疫ワクチン接種は禁止。
5. 我が国の対応：
 - ・韓国からの偶蹄類の肉等及び稲わら等の輸入手続きを一時保留。（1月7日）
 - ・動物検疫所において、韓国からの旅客に対する靴底消毒等の適切な検疫措置を徹底。（1月7日）
 - ・都道府県及び国内関係者に対し、防疫対策を徹底するよう通知。（1月7日）

2010年1月8日
農林水産食品部

京畿道抱川市の乳牛の殺処分完了

1. 京畿道（キョンギド）抱川（ポチョン）市において発生した口蹄疫に関し、発生農場から半径500m以内の偶蹄類の殺処分が7日から開始され、8日未明に完了した。

発生農場から半径500m以内の偶蹄類の殺処分は、7日に開催された緊急家畜防疫協議会の場で決定され、同日午後から始まった。殺処分・埋没された家畜は、発生農場を含め309頭（うち、牛：2農家264頭、ヤギ1農家45頭）である。

なお、500m以内で飼育されていた豚1,500頭は、デジタル家畜防疫統合システムにより精密計測した結果、発生農場から約600m離れており、発生農場とは高い山により隔離されている点を勘案し、最終的に殺処分の対象からは除外した。

2. 今回発生した口蹄疫のタイプは、国立獣医科学検疫院の精密検査の結果、口蹄疫ウイルスA型である。

口蹄疫ウイルスA型は、主に東南アジア地域において発生する型で、韓国においては2000年と2002年に0型が発生した。

3. 農林水産食品部は、殺処分・埋没の完了後、全国の畜産農家を対象とした予察を実施する。また、殺処分対象農家に対しては補償費を支給する。

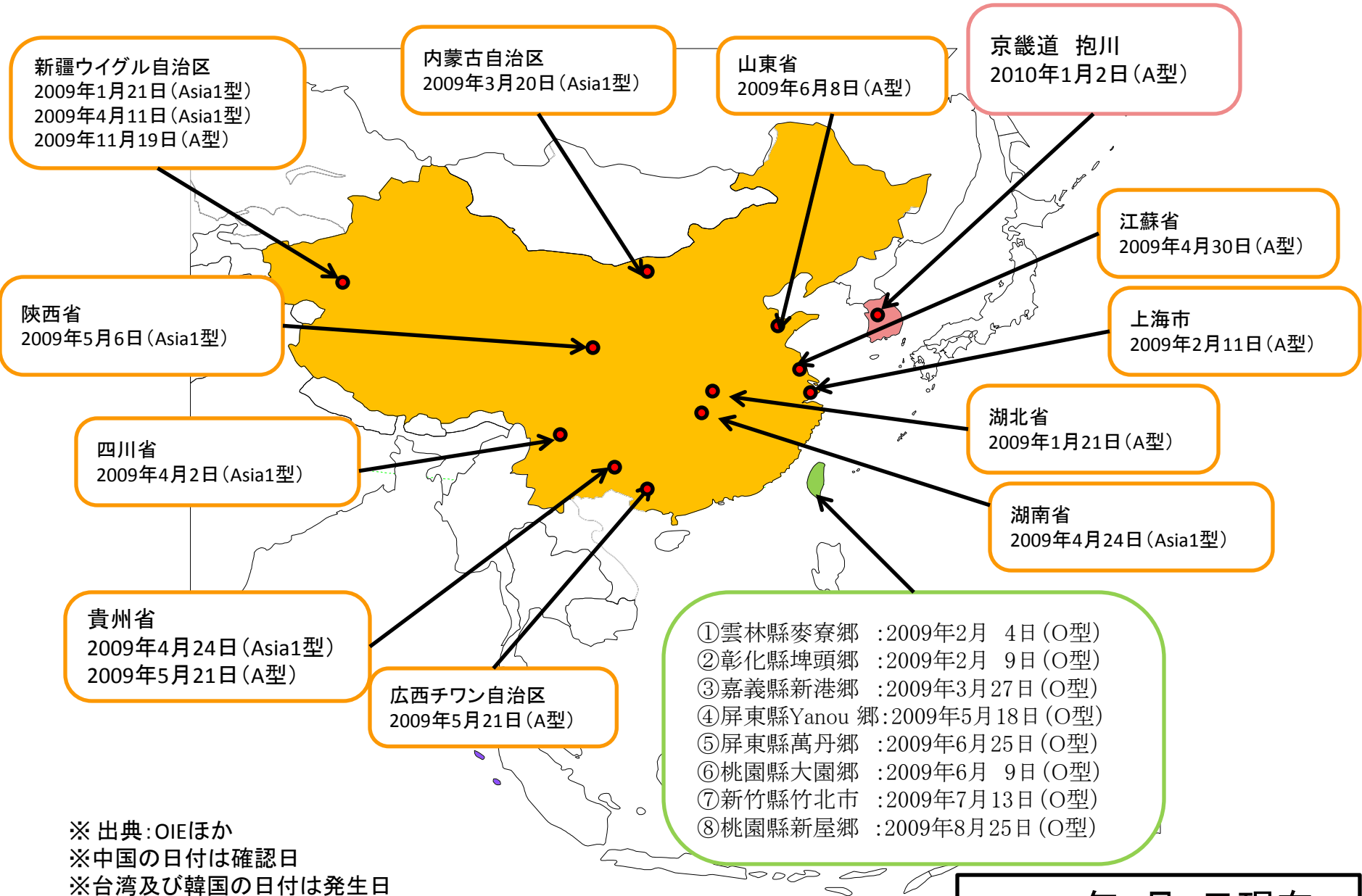
本日より全国で3千人の予察要員を動員し、1週間集中的に異常の有無を観察し、異常がある場合には、直ちに防疫要員を派遣し早期に根絶する。

殺処分農家に対する補償は、補償金の算定に多くの時間がかかるという問題がある。このため、まず、予想額の50%を暫定支給し、最終的に補償金の確定後、残額を支給する。

4. 殺処分後も、既に設定されている警戒地域内の家畜の移動統制と防疫活動は、継続する。

口蹄疫の発生と共に設定された防疫帯の消毒及び移動制限などの防疫措置は、口蹄疫緊急行動指針に基づき、当分の間続けられる。

中国、台湾、韓国における口蹄疫の発生状況（2009年1月以降）



※ 出典: OIEほか
 ※ 中国の日付は確認日
 ※ 台湾及び韓国の日付は発生日

2010年1月8日現在